

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、この法人の定款第17条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員職務執行の対価として報酬を支払うことができる。

- 2 常勤役員は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 評議員には、定款第17条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
- 4 この法人は、役員及び評議員に対し賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬額)

第4条 この法人の常勤理事の報酬年額は、常勤理事長の年額報酬は600万円

以内、常勤理事の年額報酬は 480 万円以内とし、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は一人一日当たり 33,411 円を限度として、評議員会の決議により定めるものとする。

(報酬の支給日)

第 5 条 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。非常勤役員及び評議員にあつては、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。ただし、通貨をもって本人に支給することもできる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第 7 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第 8 条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の変更)

第 9 条 この規程の変更は、評議員会の決議により行うものとする。

附則 この規程は、この法人の設立登記の日から施行する。

変更年月日

平成 26 年 11 月 7 日